

## 使用料規程取扱細則（第4節出版等）

### （目的）

第1条 本細則は、使用料規程第1章総則の備考に基づき、同規程第2章第4節出版等の規定の運用にあたり適用する取扱いを定めることにより、著作物の出版利用における適正な利用を促進することを目的として定める。

### （適用範囲）

第2条 本細則は、使用料規程第4節出版等の規定のうち、1(1)が適用となる出版物に適用する。

### （取扱いの内容）

第3条 利用者が、第2条に定める出版物の利用申込を事前に行う場合は、当該出版物の発行部数から次に定める部数を控除して、著作物使用料の算定を行うことができる。

(1) 発行部数控除 出版物の発行部数に応じて、次の①～②に定める部数

① 発行部数が1,000部を超えて5,000部までの場合、1,000部を超える部分について10%の部数

② 発行部数が5,000部を超える場合、①に加えて5,000部を超える部分について15%の部数

(2) EDI申請控除 利用者が出版物の利用申込を行う際に、電子的方法によって行い、かつ、利用著作物明細に楽曲コードを付与する場合、発行部数の5%の部数

### （適用除外）

第4条 第3条に定める取扱いは、次のいずれかに該当する場合は、事前の通知を要せずに適用除外することができる。

(1) 著作物使用料の支払期限を遵守しなかったとき

(2) その他契約に定める条項に違反したとき

### （細則の変更）

第5条 本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することがある。

### （附則）

本細則は、2004年4月1日から実施する。